

神奈川県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則 の概要

1 制定の理由

個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで国、地方公共団体、民間事業者等個人情報を取り扱う主体ごとに分かれていた法律が一本化されることとなった。これにより、それぞれの条例を適用していた地方公共団体においても、令和5年4月から同法による全国的な共通ルールが適用される。

本県でも、令和4年第3回県議会定例会において、個人情報の保護に関する法律施行条例を新たに制定するとともに、これまでの関係条例を改正、廃止した。（令和4年12月23日公布、令和5年4月1日施行）

このことに伴い、個人情報の保護に関する法律施行条例に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定された教育委員会における保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の手續等に必要な事項を定めるため、神奈川県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則を制定する。

2 制定の内容

- (1) 保有個人情報の開示請求等に係る請求書等の記載事項、添付書類に係る規定（第1条～第5条、第11条～第17条関係）
- (2) 保有個人情報の開示方法等に係る規定（第6条、第7条関係）
- (3) 行政文書の写しの交付に係る規定（第8条、第10条関係）
- (4) 保有個人情報の開示の実施方法等の申出に係る規定（第9条関係）
- (5) 個人情報保護審査会の諮問に係る規定（第18条～第20条関係）

3 施行日

令和5年4月1日

